

放置は過料の対象 4月から始まる住所・氏名変更の登記義務化

環境課 ☎34-5435

知らないでは 済まされない、 不動産の新しいルール

4月から不動産登記のルールがさらに厳しくなります。

- ・住所や氏名が変わった日から2年以内に申請が必要
- ・3月以前の変更でも令和10年3月までに手続きが必要
- ・相続登記は令和6年から義務化

正当な理由なく放置すると、5万円以下の過料の対象となることがあります。

自宅や実家の「登記簿」を確認しましょう。

「結婚して名字が変わったが、所有する自宅の氏名変更登記の手続きをしていない」

「実家を相続して住み始めたが、自分の住所は引っ越し前のまま」などの人は注意ください。

■登記の手続き方法が分からない人は相談ください。

三条市空き家相談窓口 ☎34-5435、メール vh.worker@gmail.com



2年以内に手続きを!お近くの法務局へ